

2023年5月8日

教職員各位

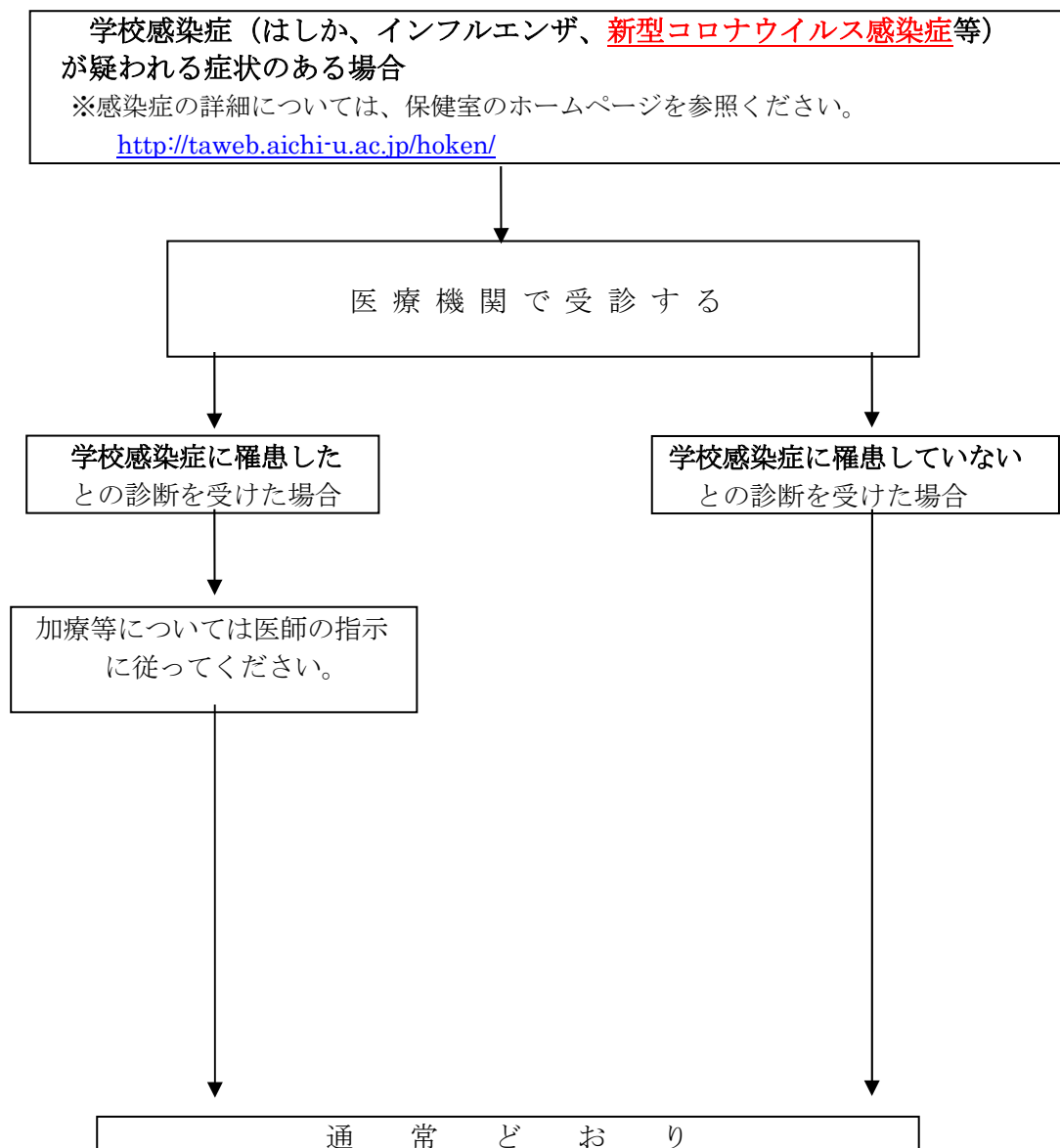
危機管理委員会/感染症対策部会

学校保健安全法に定められた感染症にかかった場合への対応について

【趣旨】

学校保健安全法に定められた感染症（はしか、インフルエンザ、水ぼうそう、新型コロナウイルス感染症等、通称；学校感染症）に罹患した場合、大学として集団感染を抑制し、休校等の措置を回避する対策をとります。

該当者は、以下のフローチャートにしたがってください。



学内の2次感染拡大防止にご協力をお願いします。